

11月15日以降は、65歳以上だけ？

「もっぱらの噂だが、本当か」と聞かれても……。

あらためて、生活保護の原理原則を考えると……

財政問題だけが総てか……

「ウワサで聞いたのだが、11月15日から生活保護は65歳以上でないといけないというの、本当なのだろうか？」と、聞かれました。

そんな話は聞いたことがないので、「そんなことはないだろう」と答えるしかないのですが、「火のないところに煙は立たない」といいますから、なんらかの、心配(生活保護は、65歳以上しか受けられなくなる)の種になるものがあるのではないかと、考えてみました。

心配の種の一つは、「財政問題」ではないかと思われまます。夜間学校ニュースを配っていると、時々、「皆が生活保護受けたら、大阪市や国の財政がパンクして大変だろう」と言ってくる人がいます。

「私のような貧乏人が心配するようなことじゃないよ」と受け流すしかないのですが、新聞などで、大阪市は日本一生活保護世帯が多く、財政を圧迫している、そのため、大阪市が生活保護の適正化のためのプロジェクトチームを立ち上げた、などと書いてあるのを読むと、生活保護の切り縮めが始まるのか、と心配になるのも無理からぬことかも知れません。

国の方も、マニフェストの目玉政策をなんとか早期に実現したいと努める民主党は、予算の見直しに躍起で、財源をひねり出すための施策見直し||予算の削減論議が先行して賑やかに伝わってきます。

厚生労働省も、生活保護費を含む社会保障関連予算が増大し、必然的に予算規模が拡大することは明らかなのですが、全体の財政規模との関係で、予算の切り縮めの対象外ということではすまない、ということのようです。

そういう情報にばかり目がいくと、たしかに、生活保護の切り縮めが始まりそうな気がします。

生活保護の運用が適正化され、稼働年齢層、働ける人も広く受け入れられるようになったのは、今年になってからといっても過言ではなく、それまでは、長く不適正な運用、病気持ちが高齢者でなければ受け付けてもらえなかった事実があったわけですから、また元に戻るといふ心配は、満更杞憂とばかりもいえない説得力があるように見えます。

これを読んでいる人の中には、国や大阪市の財政状態を憂えて、「たとえこの身は路上の露と朽ち果てようと、国や大阪市の負担とはなるマジ」、なんて男気を出している人もいるかも知れ

ませんね。

人それぞれ、それぞれの生き方、死に方があるわけですから、他人がとやかく言うことではないわけですが、なんとなく、一人の命、それではもつたない、という気がします。

話を、財政問題と生保の切り縮め不安に戻します。

生活保護に関連する予算は、義務的経費といわれます。憲法で、すべての人に、最低で文化的な生活を保障すると宣言し、生活保護法で具体化している制度の予算は、財政状態がいかなる状態であれ確保しなければならぬ義務が、国にはあるということなのです。問題は、運用です。

国にとって、すべての人に、最低で文化的な生活を保障するのは義務です。対象となる人々にとっては、最低で文化的な生活の保障を求めるのは権利であると、いうことになります。

ただし、権利は、ただ座っているだけでは、誰も認めてくれません。権利は定められたルールに従って、主張されなければ、宝の持ち腐れになります。また、権利を主張できるグループの中で、権利を放棄する人が多ければ多いほど、全体として、権利は制限されることになります。

生活保護の活用を出来る状態にあるにもかかわらず、生活保護を活用しようとならない人が多ければ、生活保護を活用しようとする人の活用が制限されやすくなるということです。人それぞれの生は、一人一人の生ですが、同じ時代・社会に生きていることの証です。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入りがちがあります。「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金の取扱い」のおしらせ。
大阪市の定額給付金の申請は 11月2日 までです。

10月1日（木）以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

定額給付金を受けるには、住民票の所在が明らかであることが、必要です。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話 ~~06・6561・4392~~）
鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話 ~~06・6658・8888~~）
26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。
必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。